

# ハガキを使った

# 架空請求詐欺に注意!



「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などの題名で、訴訟や差し押さえを行うとほのめかす郵便ハガキを送り付けたうえで、訴訟取り下げ費用として、現金などを要求する架空請求詐欺が多発しています。

このようなハガキが届いても、決して相手には連絡せず、無視してください。

## 架空請求ハガキの例

「契約不履行」「訴訟」「裁判」「差し押さえ」「強制執行」などの言葉を使って、不安をあおっています。

期日をハガキ到着後、2～3日以内とすることで焦らせ、電話させようとしています。

公的機関のような名称を用いていますが、実在しません。法務省の郵便番号を使うことで、信用させようとしています。

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 (口) 〇〇〇

この度、あなたの利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立ち合いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえを強制的に執行させて頂きます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせください。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きますようお願い致します。

**訴訟取り下げ最終期日 平成30年11月●●日**

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-1234-■■■■■

受付営業時間 (日・祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00

法務局管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

困ったときは  
消費生活センターへ



消費者ホットライン

☎ 188 (いやや)

※お近くの消費生活相談

窓口に繋がります

藤沢市消費生活センター

☎ 0466-50-3573

※直通番号です

【相談時間】

月曜日～金曜日

(年末年始・祝日除く)

午前9時～12時、

午後1時～4時



みんなで作ろう安全・安心のまち

## 明治地区防犯協会